議案第50号　幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例
議案第51号　幕別町保育料条例の一部を改正する条例
議案第52号　幕別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例
議案第53号　幕別町忠類へき地保育所条例の一部を改正する条例
議案第54号　幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の概要

本年５月に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度が創設され、本年10月から「幼児教育・保育の無償化」が実施されることに伴い、関係条例を改正するもの

１　保育料の無償化に係る条例改正について

⑴　幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する３歳から５歳までの全ての子どもの保育料を無償化するもの
⑵　住民税非課税世帯に属する０歳から２歳までの子どもの保育料を無償化するもの

２　副食費の徴収に係る条例改正について

保育料の無償化に伴い、各施設において副食費（実費）を徴収する規定を追加するとともに、年収が360万円未満相当の世帯に属する子どもと、全ての世帯の第３子（幼稚園は小学校３学年以下の年長者からカウントし、保育所及びへき地保育所は小学校就学前の年長者からカウントする。）以降の子どもの副食費の徴収を免除するもの

また、町内の保育施設を利用する３歳以上の子どもに対して、平成28年４月から主食を提供しており、本年10月からは主食提供事業を拡充し、町内全ての幼稚園及びへき地保育所の子どもの給食費に係る主食相当分を町が負担することにより、保護者の経済的負担の軽減を図るもの

⑴　保育所

保護者 ⇒ 保育所

副食材料費は保護者が負担　　主食は町負担で提供（従来どおり）

⑵　幼稚園及びへき地保育所

保護者 ⇒ 各施設 ⇒ 給食センター

副食費は保護者が負担　　**主食相当分は町負担で提供【拡充】**

３　国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴う条例改正について

⑴　保育料の負担を満３歳未満の保育に限定することにより、３歳以上の保育料を無償化するもの
⑵　３歳以上の保育料の無償化に伴い、当該保育給付費の特例に関する経過措置を削除するもの

議案第54号　説明資料

幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　新旧対照表

現　行　条　例	改　正　条　例
○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 （平成26年９月26日　条例第15号） 第１章　総則 （趣旨） 第１条　　略 （定義） 第２条　この条例において使用する用語は、法及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）において使用する用語の例による。	○幕別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 （平成26年９月26日　条例第15号） 第１章　総則 （趣旨） 第１条　　略 （定義） 第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ⑴　小学校就学前子ども　法第６条第１項に規定する小学校就学前子どもをいう。 ⑵　認定こども園　法第７条第４項に規定する認定こども園をいう。 ⑶　幼稚園　法第７条第４項に規定する幼稚園をいう。 ⑷　保育所　法第７条第４項に規定する保育所をいう。 ⑸　家庭的保育事業　児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第９項に規定する家庭的保育事業をいう。 ⑹　小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第10項に規定する小規模保育事業をいう。 ⑺　居宅訪問型保育事業　児童福祉法第６条の３第11項に規定する居宅訪問型保

現　行　条　例	改　正　条　例
	育事業をいう。 ⑻　事業所内保育事業　児童福祉法第６条の３第12項に規定する事業所内保育事業をいう。 ⑼　教育・保育給付認定　法第20条第４項に規定する教育・保育給付認定をいう。 ⑽　教育・保育給付認定保護者　法第20条第４項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。 ⑾　教育・保育給付認定子ども　法第20条第４項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。 ⑿　特定満３歳以上保育認定子ども　子ども・子育て支援法施行令（（平成26年政令第213号）以下「令」という。）第４条第１項第２号に規定する特定満３歳以上保育認定子どもをいう。 ⒀　満３歳未満保育認定子ども　令第４条第２項に規定する満３歳未満保育認定子どもをいう。 ⒁　支給認定証　法第20条第４項に規定する支給認定証をいう。 ⒂　教育・保育給付認定の有効期間　法第21条に規定する教育保育給付認定の有効期間をいう。 ⒃　特定教育・保育施設　法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設をいう。 ⒄　特定教育・保育　法第27条第１項に規定する特定教育・保育をいう。 ⒅　法定代理受領　法第27条第５項（法第28条第４項において準用する場合を含む。）又は法第29条第５項（法第30条第４項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。 ⒆　特定地域型保育事業者　法第29条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。 ⒇　特定地域型保育　法第29条第１項に規定する特定地域型保育をいう。 (21)　特別利用保育　法第28条第１項第２号に規定する特別利用保育をいう。 (22)　特別利用教育　法第28条第１項第３号に規定する特別利用教育をいう。

現　行　条　例	改　正　条　例
	㉓　特別利用地域型保育　法第30条第１項第２号に規定する特別利用地域型保育をいう。 ㉔　特定利用地域型保育　法第30条第１項第３号に規定する特定利用地域型保育をいう。
（一般原則） 第３条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。	（一般原則） 第３条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。
２～４　　略	２～４　　略
第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準 （利用定員） 第４条　　略	第２章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準 （利用定員） 第４条　　略
第２節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第５条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った支給認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第２節　運営に関する基準 （内容及び手続の説明及び同意） 第５条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払いを受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
（利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　特定教育・保育施設は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたとき	（正当な理由のない提供拒否の禁止等） 第６条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受

現　行　条　例	改　正　条　例
は、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
2　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。	2　特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第４項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	3　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
4　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	4　前２項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	5　特定教育・保育施設は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第７条　略
2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当	2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第１項第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当

現　行　条　例	改　正　条　例
する支給認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、支給認定保護者の提示する支給認定証によって、支給認定の有無、支給認定子どもの該当する法第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、支給認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	（受給資格等の確認） 第８条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する法第19条第１項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。
（支給認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、支給認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　特定教育・保育施設は、支給認定の変更の認定の申請が遅くとも支給認定保護者が受けている支給認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。	（教育・保育給付認定の申請に係る援助） 第９条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。 ２　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。
（心身の状況等の把握） 第10条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第10条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（小学校等との連携） 第11条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、支給認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに	（小学校等との連携） 第11条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・

現　行　条　例	改　正　条　例
係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。
第12条　　略	第12条　　略
（利用者負担額等の受領） 第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第２項第２号に規定する町が定める額とし、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第２項第３号に規定する町が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。	（利用者負担額等の受領） 第13条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第３項第１号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、当該特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合にあっては法第28条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合にあっては法第28条第２項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用教育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	２　特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
３　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	３　特定教育・保育施設は、前２項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

現　行　条　例	改　正　条　例
4　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	4　特定教育・保育施設は、前３項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
5　特定教育・保育施設は、前４項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定教育・保育施設は、前４項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第４項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定教育・保育施設は、第３項及び第４項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第４項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
（施設型給付費等の額に係る通知等） 第14条　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第28条第１項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合は、支給認定保護者に対し、当該支給認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。	（施設型給付費等の額に係る通知等） 第14条　特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費（法第27条第１項の施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第３項において同じ。）の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。
2　特定教育・保育施設は、前条第２項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を支給認定保護者に対して交付しなければならない。	2　特定教育・保育施設は、前条第２項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を教育・保育給付認定保護者に対して交付しなければならない。
第15条　　略	第15条　　略
（特定教育・保育に関する評価等） 第16条　　略	（特定教育・保育に関する評価等） 第16条　　略
2　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定	2　特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する教育・保

現　行　条　例	改　正　条　例
保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。	育給付認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
（相談及び援助） 第17条　特定教育・保育施設は、常に支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、支給認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。	（相談及び援助） 第17条　特定教育・保育施設は、常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該教育・保育給付認定子ども又は当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。
（緊急時等の対応） 第18条　特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに支給認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該支給認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。	（緊急時等の対応） 第18条　特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
（支給認定保護者に関する町への通知） 第19条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている支給認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。	（教育・保育給付認定保護者に関する町への通知） 第19条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を町に通知しなければならない。
（運営規程） 第20条　　略 ⑴～⑷　　略 ⑸　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑹～⑾　　略	（運営規程） 第20条　　略 ⑴～⑷　　略 ⑸　第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑹～⑾　　略

現　行　条　例	改　正　条　例
（勤務体制の確保等） 第21条　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　　略 第22条及び第23条　　略 （支給認定子どもを平等に取り扱う原則） 第24条　特定教育・保育施設においては、支給認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待等の禁止） 第25条　特定教育・保育施設の職員は、支給認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該支給認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、支給認定子どもに対し児童福祉法第47条第３項の規定により懲戒に関しその支給認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 （秘密保持等） 第27条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知	（勤務体制の確保等） 第21条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。 ２　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の職員によって特定教育・保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。 ３　　略 第22条及び第23条　　略 （教育・保育給付認定子どもを平等に取り扱う原則） 第24条　特定教育・保育施設においては、教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。 （虐待等の禁止） 第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第26条　特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第３項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 （秘密保持等） 第27条　特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、その業務上知

現　行　条　例	改　正　条　例
り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。	り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。	2　特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、支給認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該支給認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。	3　特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。
（情報の提供等）	（情報の提供等）
第28条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る支給認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。	第28条　特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。
2　　略	2　　略
第29条　　略	第29条　　略
（苦情解決）	（苦情解決）
第30条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の当該支給認定子どもの家族（以下この条において「支給認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。	第30条　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども又は教育・保育給付認定保護者その他の当該教育・保育給付認定子どもの家族（以下この条において「教育・保育給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
2　　略	2　　略
3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。	3　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第１項	4　特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第14条第１項

現　行　条　例	改　正　条　例
の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び支給認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。	の規定により町が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は町の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して町が行う調査に協力するとともに、町から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
5　　略	5　　略
第31条　　略	第31条　　略
（事故発生の防止及び発生時の対応）	（事故発生の防止及び発生時の対応）
第32条　　略	第32条　　略
⑴～⑶　　略	⑴～⑶　　略
2　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、当該支給認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。	2　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに町、教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
3　　略	3　　略
4　特定教育・保育施設は、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。	4　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
第33条　　略	第33条　　略
（記録の整備）	（記録の整備）
第34条　　略	第34条　　略
2　特定教育・保育施設は、規則で定めるところにより、支給認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	2　特定教育・保育施設は、規則で定めるところにより、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
第３節　特例施設型給付費に関する基準	第３節　特例施設型給付費に関する基準
（特別利用保育の基準）	（特別利用保育の基準）

現　行　条　例	改　正　条　例
第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。この条において同じ。）が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。	第35条　特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第１項第３号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第３号の規定により定められた法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、本章（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」とあるのは「法第19条第１項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども」と、「法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第１項の特例施設型給付費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「法第19条第１項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。
（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。次項において同じ。）が法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し、特別	（特別利用教育の基準） 第36条　特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子

現　行　条　例	改　正　条　例
利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。	どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第１項第２号に規定する基準を遵守しなければならない。
２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。	２　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第４条第２項第２号の規定により定められた法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。
３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、本章（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」とする。	３　特定教育・保育施設が、第１項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第６条第３項及び第７条第２項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第６条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「法第19条第１項第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と第13条第２項中「法第27条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第28条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。
第３章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準	第３章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第１節　利用定員に関する基準
（利用定員） 第37条　特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業にあっては、その利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）第28条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第31条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。）にあっては、その利用定員の数を６人以上	（利用定員） 第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第１項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては１人以上５人以下、小規模保育事業Ａ型（幕別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第16号）第28条に規定する小規模保育事業Ａ型をいう。）及び小規模保育事業Ｂ型（同条例第31条に規定する小規模保育事業Ｂ型をいう。）にあっては６人以上19人以

現　行　条　例	改　正　条　例
19人以下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第33条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第６項において同じ。）にあっては、その利用定員の数を６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては、その利用定員の数を１人とする。	下、小規模保育事業Ｃ型（同条例第33条に規定する小規模保育事業Ｃ型をいう。附則第６項において同じ。）にあっては６人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては１人とする。
２　　略	２　　略
第２節　運営に関する基準	第２節　運営に関する基準
（内容及び手続の説明及び同意）	（内容及び手続の説明及び同意）
第38条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。	第38条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書の交付その他規則で定める方法により明示して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第39条　特定地域型保育事業者は、支給認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。	第39条　特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。
２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる支給認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	２　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ）の総数が、当該特定地域型保育事業所の法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
３　前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ支給認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	３　前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る支給認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域	４　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満３歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又

現　行　条　例	改　正　条　例
型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　　略 ２　特定地域型保育事業者は、法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	（あっせん、調整及び要請に対する協力） 第40条　　略 ２　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに該当する支給認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第３項（同法附則第73条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により町が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、支給認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	（心身の状況等の把握） 第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満３歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　　略 ⑴　特定地域型保育の提供を受けている支給認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ⑵　　略 ⑶　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた支給認定子ども（事業所内保育事業を利用する支給認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該支給認定子どもに係る支給認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２及び３　　略 ４　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、支給認定	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　　略 ⑴　特定地域型保育の提供を受けている満３歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。 ⑵　　略 ⑶　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満３歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第２項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 ２及び３　　略 ４　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満３歳未

現　行　条　例	改　正　条　例
子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、支給認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。	満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満３歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。
（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）を提供した際は、支給認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額（当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第２項第２号に規定する町が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第２項第３号に規定する町が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。	（利用者負担額等の受領） 第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第３項第２号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。
２　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、支給認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第３項第１号に掲げる額（その額が現に当該特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、当該特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合にあっては法第30条第２項第３号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。	２　特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第３項第１号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。
３　特定地域型保育事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	３　特定地域型保育事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

現　行　条　例	改　正　条　例
4　特定地域型保育事業者は、前３項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を支給認定保護者から受けることができる。	4　特定地域型保育事業者は、前３項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、規則で定める費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
5　特定地域型保育事業者は、前４項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給認定保護者に対し交付しなければならない。	5　特定地域型保育事業者は、前４項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。
6　特定地域型保育事業者は、第３項及び第４項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに支給認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第４項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。	6　特定地域型保育事業者は、第３項及び第４項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに教育・保育給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第４項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。
第44条及び第45条　　略	第44条及び第45条　　略
（運営規程） 第46条　　略 ⑴～⑷　　略 ⑸　支給認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑹～⑾　　略	（運営規程） 第46条　　略 ⑴～⑷　　略 ⑸　第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑹～⑾　　略
（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、支給認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	（勤務体制の確保等） 第47条　特定地域型保育事業者は、満３歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　　略	3　　略

現　行　条　例	改　正　条　例
第48条　　略 （記録の整備） 第49条　　略 ２　特定地域型保育事業者は、規則で定めるところにより、支給認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。	第48条　　略 （記録の整備） 第49条　　略 ２　特定地域型保育事業者は、規則で定めるところにより、満３歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。
（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第１項中「施設型給付費（法第28条第１項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第１項に規定する特例地域型保育給付費を含む。以下この項において同じ。）」と読み替えるものとする。	（準用） 第50条　第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは、「教育・保育給付認定子ども満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項中「施設型給付費（法第27条第１項に規定する施設型給付費をいう。以下この項、第19条及び第36条第３項」とあるのは「地域型保育給付費（法第29条第１項に規定する地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条」と、「施設型給付費の」とあるのは、「地域型保育給付費の」と、同条第２項中「特定教育・保育提供証明証」とあるのは「特定地域型保育提供証明証」と、第19条中「施設型保育給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と読み替えるものとする。
第３節　特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第３節　特例地域型保育給付費に関する基準 （特別利用地域型保育の基準） 第51条　特定地域型保育事業者が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就

現　行　条　例	改　正　条　例
学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳未満保育認定子ども（次条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、本章（第39条第２項及び第40条第２項を除く。）の規定を適用する。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費（法第30条第１項の特例地域型保育給費をいう。次条第３項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、この節（第40条第２項を除き、第50条において準用する第８条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。次条第３項において同じ。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第２項中「利用の申込みに係る法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもの数」と「満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）」とあるのは「法第19条第１項第１号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「法第20条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第１項中「教育・保育匍認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法30条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同

現　行　条　例	改　正　条　例
	条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者が法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。	２　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している法第19条第１項第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第２項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。
３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、本章の規定を適用する。	３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この節の規定を適用する。この場合において、第43条第１項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる法第19条第１項第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満３歳未満保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第２項中「法第29条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第30条第２項第３号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」とする。
第４章　雑則 （委任） 第53条　　略	第４章　雑則 （委任） 第53条　　略

現　行　条　例	改　正　条　例
附　則 （施行期日） 1　　略 （特定保育所に関する特例） 2　特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第１項中「（法第27条第３項第２号に掲げる額（特定教育・保育施設が」とあるのは「（当該特定教育・保育施設が」と、「定める額とする。）をいう。）」とあるのは「定める額をいう。）」と、同条第２項中「（法第27条第３項第１号に規定する額」とあるのは「（法附則第６条第３項の規定により読み替えられた法第28条第２項第１号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第６条第１項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第６条及び第７条の規定は適用しない。 3　　略 （施設型給付費等に関する経過措置） 4　特定教育・保育施設が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特定教育・保育又は特別利用保育を提供する場合においては、当分の間、第13条第１項中「法第27条第３項第２号に掲げる額」とあるのは「法附則第９条第１項第１号イに規定する町が定める額」と、「法第28条第２項第２号に規定する町が定める額」とあるのは「法附則第９条第１項第２号ロ(１)に規定する町が定める額」と、同条第２項中「法第27条第３項第１号に規定する額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第９条第１項第１号イに規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）及び同号ロに規定する町が定める額」と、「法第28条第２項第２号	附　則 （施行期日） 1　　略 （特定保育所に関する特例） 2　特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合にあっては、当分の間、第13条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第６条第１項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）」と、同条第２項中「（当該特定教育・保育」とあるのは「当該特定教育・保育（特定保育所における特定教育・保育（保育に限る。）を除く）」と、同条第３項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、町の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第６条第１項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第６条及び第７条の規定は適用しない。 3　　略

現　行　条　例	改　正　条　例
に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは，当該現に特別利用保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第９条第１項第２号ロ（１）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ（２）に規定する町が定める額」とする。 ５　特定地域型保育事業者が法第19条第１項第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供する場合においては、当分の間、第43条第１項中「法第30条第２項第２号に規定する町が定める額」とあるのは「法附則第９条第１項第３号イ（１）に規定する町が定める額」と、同条第２項中「法第30条第２項第２号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）」とあるのは「法附則第９条第１項第３号イ（１）に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額（その額が現に当該特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）及び同号イ（２）に規定する町が定める額」とする。 （利用定員に関する経過措置） ６　小規模保育事業Ｃ型にあっては、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、第37条第１項中「６人以上10人以下」とあるのは「６人以上15人以下」とする。 （連携施設に関する経過措置） ７　特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。	（利用定員に関する経過措置） ４　小規模保育事業Ｃ型にあっては、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、第37条第１項中「６人以上10人以下」とあるのは「６人以上15人以下」とする。 （連携施設に関する経過措置） ５　特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第４号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を行うことができると町長が認める場合は、第42条第１項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して５年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。